

法第 10 条第 1 項第 7 号関係

令和 4 年度事業計画書
(令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日)

特定非営利活動法人うつ予防の会・だんだん

1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対し、本年度は引きこもりの方の支援一環として、特定相談支援事業所の開設を行う。現在の障害福祉事業所での引きこもりの方の支援を安定して行えるようになってきていることで、引きこもりの方を支援する意向をもつ相談支援事業所の存在は重要と思われる。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業 障害福祉事業所における役割を探る

①福祉・保健に係る調査研究事業

ア 引きこもりの方のエンパワメントを見出す方法

- ・実施期間 令和 4 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日
- ・実施対象 障がい福祉事業所におられる、引きこもりを経験した方
- ・調査内容 福祉事業所において作業内容がどのように影響したか、本人からの聞き取りと、福祉職員からの聞き取り調査を行う。

イ 相談支援事業所における引きこもりの方の支援方法を探る

- ・実施期間 令和 4 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 30 日
- ・実施対象 相談支援事業所を利用した引きこもりを経験したかた
- ・調査内容 相談支援事業所において支援方法がどのようにエンパワメントにつながったか、また影響したか、本人からの聞き取りと、福祉職員からの聞き取り調査を行う。

(2) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者総合支援法における事業

ア 障害者総合支援法における実施

- ・実施期間 令和 4 年 5 月～令和 5 年 4 月
- ・実施対象 精神疾患の方を中心とした事業所内の障害者
- ・実施内容 障害者総合支援法に基づく生活支援・就労継続支援の実施

法第10条第1項第7号関係

令和5年度事業計画書 (令和5年5月1日から令和6年4月30日)

特定非営利活動法人うつ予防の会・だんだん

1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対し、本年度も引きこもりの方の支援一環として、特定相談支援事業所の開設を行う。現在の障害福祉事業所での引きこもりの方の支援を安定して行えるようになってきていることで、今後も引きこもりの方の支援方法を探る相談支援事業所の存在は重要と思われる。

2 事業内容

(2) 特定非営利活動に係る事業 障害福祉事業所における役割を探る

①福祉・保健に係る調査研究事業

ア 引きこもりの方のエンパワメントを見出す方法

- ・実施期間 令和5年5月1日～令和6年4月30日
- ・実施対象 障がい福祉事業所におられる、引きこもりを経験した方
- ・調査内容 福祉事業所において作業内容がどのように影響したか、本人からの聞き取りと、福祉職員からの聞き取り調査を行う。

イ 相談支援事業所における引きこもりの方の支援方法を探る

- ・実施期間 令和5年5月1日～令和6年4月30日
- ・実施対象 相談支援事業所を利用した引きこもりを経験したかた
- ・調査内容 相談支援事業所において支援方法がどのようにエンパワメントにつながったか、また影響したか、本人からの聞き取りと、福祉職員からの聞き取り調査を行う。

3. 事業内容

(3) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者総合支援法における事業

ア 障害者総合支援法における実施

- ・実施期間 令和5年5月～令和6年4月
- ・実施対象 精神疾患の方を中心とした事業所内の障害者
- ・実施内容 障害者総合支援法に基づく生活支援・就労継続支援の実施